

部位別後遺障害等級一覧

部位	等級	号	内容	喪失率等	備考
足	4	7	両足をリスフラン関節以上で失ったもの	(喪)92% (自賠)1889 (青) 1500~ 1800 (赤)1670 (人傷)950	(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指根間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
			一足をリスフラン関節以上で失ったもの	(喪)56% (自賠)1051 (青) 900~ 1100 (赤)1000 (人傷)500	(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせる場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。 (注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指根間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したもの、が該当する。
	9	14	一足の第10の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注11)	(喪)39% (自賠)616 (青)	(注11)中手指節関節以上失ったものが該当する。
			一足の足指の全部の用を廃したものの(注19)	600~ 700 (赤)690 (人傷)300	(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせる場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。